

令和7年度 第1回小樽市国民健康保険運営協議会 会議録

日 時	令和7年5月28日(水) 12:55~13:25
場 所	第一委員会室
出 席 者	片桐会長、藤井委員、和賀委員、栗田委員、近藤委員、 鈴木委員、渋谷委員、土屋委員、橋口委員、和泉委員、 中村福祉保険部長、長谷川福祉保険部次長、橋本福祉保険部主幹、 飯田保険年金課長、木村主査、庶務係長、保険係長、外係員1名
欠 席 者	平山委員
庶務係長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 皆様お揃いになりましたので、少し早いですが始めさせていただきます。「令和7年度 第1回小樽市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。 ・ 本日は平山委員が所用により御欠席のため、委員11名中10名の御出席をいただいております。 ・ 初めに、新たに委員として御就任いただきました方を御紹介いたします。 ・ 公益を代表する委員として御就任いただいております竹島委員の後任として、小樽年金事務所長の和賀委員に御就任いただいております。それでは、和賀委員、一言御挨拶をお願いいたします。
和賀委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今御紹介をいただきました、4月1日付で小樽年金事務所長に着任いたしました和賀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
庶務係長	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。 ・ また、被用者保険等保険者を代表する委員として御就任いただいております菅委員の後任として、札幌市職員共済組合事務局長の和泉委員に御就任いただいております。それでは、和泉委員、一言御挨拶をお願いいたします。
和泉委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月から札幌市職員共済組合事務局長になりました和泉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
庶務係長	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。 ・ 続きまして、事務局についてですが、人事異動がありましたので、御紹介させていただきます。 ・ 福祉保険部長の中村です。
福祉保険部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉保健部長の中村でございます。この4月から着任いたしま

福祉保険部長
庶務係長
保険年金課長
庶務係長
木村主査
庶務係長
保険係長
庶務係長

片桐会長

保険年金課長

した。どうぞよろしく願いいたします。

- ・ 保険年金課長の飯田です。
- ・ 飯田です。よろしく願いいたします。
- ・ 保険年金課主査の木村です。
- ・ 木村と申します。よろしく願いいたします。
- ・ 保険係長の林です。
- ・ 林と申します。よろしく願いいたします。
- ・ 本協議会は、国民健康保険法第 11 条第 2 項の規定により設置されており、国民健康保険事業の運営に関する事項について審議していただく会となっております。本日は、令和 7 年度の国民健康保険料の確定賦課について御審議いただきますので、よろしく願いいたします。
- ・ それでは、会議次第に従いまして、進めさせていただきます。
- ・ 片桐会長から御挨拶をいただき、以降は会長に議事の進行をお任せしたいと思います。会長よろしく願いいたします。
- ・ みなさんこんにちは。本日は令和 7 年度の第 1 回目の国民健康保険運営協議会でございます。忌憚のない意見を出していただきまして、健全な運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。
- ・ それでは始めます。議事録署名人につきましては、被保険者代表の近藤委員と国民健康保険医代表の渋谷委員にお願いいたします。
- ・ まず報告からです。報告(1)「令和 6 年度国民健康保険事業特別会計の決算状況について」事務局から説明をお願いいたします。
- ・ 事務局から説明させていただきます。なるべく簡潔に、説明させていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。
- ・ 画面のほうに資料を映しておりますが、お手元の資料も御覧いただければと思います。
- ・ それでは、報告(1)「令和 6 年度国民健康保険事業特別会計の決算状況について」説明いたします。
- ・ まだ、5 月中は出納整理期間中でございますので、令和 6 年度分の保険料の入金があるなど、金額が最終確定していない部分がありますので、現時点での収支としてお示ししております。
- ・ 決算見込みといたしましては、上段「歳入」の決算見込みの合計 126 億 6,683 万 6 千円から、下段「歳出」の決算見込みの合計 125 億 7,038 万 2 千円を引いた額、下の A ですね。歳入から歳出を引いた繰越金にある 9,645 万 4 千円が、現時点での見かけ上の

保険年金課長

黒字額となります。

- ・ 最終的な黒字分については、9月から10月に開催される第3回定例会で、令和7年度予算に繰越金として計上する予定となっており、その繰越金から超過交付分の返還金、Bの150万円を差し引いた9,495万4千円を基金に積み立てることにしたいと考えております。
- ・ なお、その右にあるとおり、令和6年度に道から交付された交付金のうち、「結核・精神医療費多額」分の2,669万9千円が超過交付となっておりまして、翌々年度の令和8年度の道への納付金に上乘せする形で、道に支払うことになっております。そのため、令和6年度の実質的な収支は、9,495万4千円から2,669万9千円を引いた、6,825万5千円の黒字となる予定となっております。

片桐会長

- ・ 令和6年度の「決算状況」につきましては、以上となります。
- ・ ありがとうございます。ただ今の説明について、御質問等ございますでしょうか。

各委員

- ・ 異議なし。

片桐会長

- ・ 特に御質問、御意見等がないようですので、次に進みます。
- ・ 議題(1)「令和7年度国民健康保険料確定賦課について」事務局から説明願います。

保険年金課長

- ・ それでは、議題(1)「令和7年度国民健康保険料確定賦課について」御説明いたします。
- ・ 「資料2」を御覧ください。
- ・ まず、最初に保険料の仕組みについて説明いたします。保険料は、国保加入者の医療費などの経費に充てられる医療分、75歳以上の後期高齢者の医療費について、現役世代がその一部を負担することとされている分の後期高齢者支援分、40歳以上65歳未満の“介護保険2号被保険者”の方の介護保険料分で、加入している健康保険の保険料と一緒に納めることになっている介護納付金分、の3つで構成されています。
- ・ 次に保険料の算定ですが、歳出の保険給付費と歳入の保険給付費等交付金は同額となっていますので、保険料の算定は、その年に必要と見込まれる北海道へ納める納付金や保険事業費などの歳出に対して、北海道からの特別交付金や市からの繰入などの歳入の見込み額との差額を、保険料で徴収するという仕組みになっております。
- ・ その必要な保険料総額を集めるため、保険料の軽減や未納など

の影響を排除して、その右の賦課総額というのを決めることとなります。

- ・ 医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれの賦課総額は、条例で定める賦課割合で所得割、均等割、平等割に按分して賦課することとなっております。所得割は世帯の加入者の所得に応じて計算するもの、均等割は世帯の加入者数に応じて計算するもの、平等割は1世帯にいくらかと計算するものです。
- ・ 按分して出された総額を、それぞれ総所得額、被保険者数、世帯数で割り、所得割率、均等割額、平等割額を算出します。
- ・ 「資料3」を確認ください。
- ・ 令和7年度国民健康保険確定賦課についてであります。まず、標準保険料率賦課割合について御説明させていただきます。
- ・ 標準保険料率賦課割合とは、平成30年度の国保財政運営の都道府県単位化に伴いまして、都道府県から示されるようになった、統一的なルールに基づき積算された各市町村の保険料率の賦課割合のことです。「道内どこへ行っても所得や世帯構成が同一であれば同一の保険料」とすることが目標となっております。北海道が作成します「北海道国保運営方針」では、道内全市町村が令和12年度までに標準保険料率賦課割合を適用するように求めています。
- ・ 北海道が求めている標準保険料率賦課割合が、ここには記載しておりませんが、令和2年度時点で、所得割36%、均等割37%、平等割27%に対し、令和2年度時点の小樽市の賦課割合は所得割54%、均等割29%、平等割17%となっており、大きく乖離している状況にありました。そのため、激変緩和を考慮しまして、令和3年度から10年かけて標準保険料率賦課割合を適用することといたしました。
- ・ 令和7年度は標準保険料率賦課割合適用に向けた取組の5年目に当たり、前回開催の運営協議会において所得割41%、均等割34%、平等割25%で条例改正をする旨了承いただきまして、3月に改正したところです。令和7年度時点の北海道が求める標準保険料率賦課割合は、左下にありましており、所得割38%、均等割36%、平等割26%となっており、今後5年間で応能割でいきますと3ポイントの変更、減額が必要となっております。
- ・ 先ほど、資料2で申し上げましたが、賦課総額は、条例で定める賦課割合で按分して賦課することとなっており、計算の結果、令和7年度の保険料については、右下の表のとおりとなり

ました。医療分が所得割率 8.6%、均等割額 27,480 円、平等割額 28,560 円、後期高齢者支援金分が所得割率 2.5%、均等割額 8,160 円、平等割額 8,400 円、介護納付金分が所得割率 2.2%、均等割額 7,800 円、平等割額 6,360 円となります。詳細は、後ほど資料 4 で御説明します。

- その下の、「令和 7 年度保険料の試算」については資料 5 で説明します。
- では、「資料 4」を御覧ください。
- 詳しい説明は省略しますが、歳入・歳出ともに、令和 7 年度予算額や、北海道から示された最新の額を計上しております。
- この表にある歳入と歳出の差額を保険料で集めるということとなります。令和 7 年度については、最終的な医療分の収入不足額、すなわち保険料総額が、左下の差引の 7 年度確定のところになります。約 10 億 9500 万円となります。
- 同様に右側上の後期高齢者支援金分については、約 3 億 2,900 万円の保険料総額、その下の介護納付金分については、約 9,988 万円の保険料総額となります。
- この保険料総額に保険料の軽減分や収納率等を考慮して、賦課総額を計算し、条例で定めた賦課割合になるように所得割率、均等割額、平等割額を算出するものです。
- 「資料 5」を御覧ください。
- 1 段目と 3 段目の表は、それぞれ今回算出した保険料率と昨年度の保険料率を比較しているもので、左から順に、(1)医療分、(2)後期高齢者支援金分、その横が全保険者が対象の(1)と(2)を足したものを示しております。左下にいきまして、40 才から 64 才が対象となる(3)介護納付金分となっております。
- 傾向としては、所得割が下がり、均等割・平等割の金額が上がる形となっております。これは先ほど説明した、北海道が求めている標準保険料率賦課割合に小樽市の賦課割合を合わせようとしているためです。
- なお、国保の被保険者の実際の所得で計算した結果、令和 7 年度予算積算時の想定料率よりは保険料率等は下がっている形となっております。右下の四角で囲ったところに記載しております。
- 2 段目と 4 段目の表ですけれども、全調定額と一人当たりの額、一世帯当たりの額の比較です。右の全被保険者が対象の(1)+(2)で行きますと、昨年度と比較しまして、年額で一人当たり 2,888 円の増額ですね。一世帯当たり 3,011 円高くなる計算にな

っております。

- ・ 続きまして「資料 6」を御覧ください。
- ・ この表ですけれども、給与収入を縦軸に、世帯人数を横軸にした、収入・世帯ごとの年額保険料の目安です。横軸の世帯人数、1人世帯、2人世帯、3人世帯、4人世帯となっておりますが、それぞれ収入に応じた保険料額が記載され、その右側に令和 6 年度の確定賦課との比較が記載されております。先ほど説明しました応能割と応益割の変更に伴いまして、所得割がかかっていない、所得の低い世帯は保険料が上がる一方、所得のある世帯では保険料が下がる傾向となっております。
- ・ なお、小樽市の国保加入世帯の約 4 割が表の最上段、所得 43 万円以下の 7 割軽減に該当します。
- ・ 次に、「参考資料」を御覧ください。
- ・ 「一人当たり保険給付費の推移」となっております。令和 6 年度の納付金の算定から、医療費水準を反映させないこととなりましたので、こちらは保険料の確定賦課に影響がないものとなっておりますが、参考のため小樽市の「一人当たり保険給付費の推移」についてお示ししております。
- ・ 表は年度末でどの程度の保険給付費、医療費がかかったかという決算数値です。左側のグラフが一人当たり保険給付費、右側のグラフが保険給付費総額となっております。
- ・ 保険給付費総額は、令和 2 年度はコロナによる受診控えなどの影響で減少した反動で令和 3 年度は増加となっておりますが、基本的には国保加入者数の減少に伴い減少傾向にあります。
- ・ しかし、左側の一人当たり保険給付費は、年々上昇している傾向にあります。
- ・ 医療費全体が下がった分よりも、被保険者が減少している分等もありまして、一人当たりは増えているというふうに考えております。
- ・ 資料の説明については以上でして、最後に今後の予定についてお話をさせていただきますと、本日の協議会で了承をいただきましたら、6 月 2 日(月)に料率の告示をいたしまして、納付通知書の作成に取り掛かり、6 月 13 日(金)に納付書を発送する予定でおります。説明は以上になります。
- ・ 詳細な説明ありがとうございました。ただ今の説明につきまして御質問御意見等ございますでしょうか。
- ・ 参考の右側の棒グラフですか。5 年度から 6 年度で急に減ってい

藤井委員
保険年金課長

る。-4.63%かな。これは何か原因があるでしょうか。

- ・ 詳細はこれからということになりますけれども、原因といたしましては、被保険者の減少があると思っております。なぜ減少するかという一番の大きな要因は、団塊の世代が75歳へ移行し、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移られることにより、被保険者数が減少したことが挙げられます。被保険者の減少というのが医療費全体の減少につながっていると考えております。

藤井委員
保険年金課長

- ・ そしたら、逆に後期高齢の方に移っている人は6年度で急に増えているということか。
- ・ そうですね。詳細な要因はおさえていませんが、そういったところも要素の一つかと思っております。

藤井委員
保険年金課長
藤井委員
保険年金課長
藤井委員

- ・ その割に一人当たりの医療費は上がっている。
- ・ そうですね。
- ・ 医療費は高止まりしないから、全体が上がると。
- ・ はい。そのとおりです。
- ・ 一人当たりが増えるとなると、特定の層の人の医療費が多くかかって全体を引き上げているのか、高度医療って言うんですか？それを受ける人が全体的に増えているとか、わかるものですか。

保険年金課長

- ・ どう分析できるかによりますが、どちらかになるかとは思いません。

藤井委員

- ・ 一人当たり医療費が増となると、被保険者の負担になるでしょう。保険料自体がそこまで下がらないというか、負担割合が変わってきているから。そうすると低所得の方が非常に多い中で軽減はあるからまかなえるでしょうけど、中間層がまるごと払っている、軽減がない人たちにしわ寄せがどんどんいく構造になってしまうのですか。

保険年金課長

- ・ 先ほど申し上げましたが、財政の主体が北海道になっており、医療費が多い少ないというのが保険料にそのまま跳ね返らない仕組みになっております。令和6年度から医療費水準を反映しないことになっておりますので、直接保険料につながるという仕組みにはなっておりません。ただやはり、医療費は健康に過ごしていただくためには下げていかなければならないですね。

藤井委員

- ・ 小樽市だけで見ると一人当たりの保険料は増えるけれども、北海道全体からすればそうではないから、全体で見たら保険料はそれほどではないということですね。

- 保険年金課長
- ・ 小樽市だけで国保運営を続けていけば保険料にそのまま影響されるところが、北海道が主体となったことで、医療費増の影響を受けていないということです。
- 藤井委員
- ・ わかりました。
 - ・ あと、賦課限度額ですけれども、どんどん上がってきていますよね。これって大丈夫だろうか。最終的にはどうなっていく？
- 保険年金課長
- ・ 最終的には今まで下がったことはないので、賦課限度額がこれから変わらないか上がるか。
- 藤井委員
- ・ 今は国の基準に合っている？
- 保険年金課長
- ・ 合っていますね。
- 藤井委員
- ・ そうすると、国の示す賦課限度額が下がらない限りは今の賦課限度額でやっていく仕組みになっているということ？
- 保険年金課長
- ・ 統一保険料を目指していく中で、国の基準に合わせていくという方針ですので、小樽市もそれに合わせていく予定です。
- 片桐会長
- ・ 基本的には応能ですから、1,200万円給与収入ということであればそれくらいくださいということになっていると思いますけれども、資料を見ていただいたとおり基本的には高所得になるにつれて保険料は下がっていきますので、平準化を図ろうとしている意図が見えるかと思います。
 - ・ 他に御意見御質問等ございますでしょうか。
- 鈴木委員
- ・ 小樽市医師会の鈴木です。今年度はすべての医療とか介護とか、一つの区切りとして、戦後のベビーブームに生まれた団塊の世代の方が全員後期高齢者になるということで、非常に節目の年でございます。そういったことが関係していることがあるかもしれません。医療費ですけれども、小樽市は療養ベッドが平均に比べて多いので、それも関係していることではあると思います。
- 片桐会長
- ・ ありがとうございます。他に御意見御質問等ございますでしょうか。
 - ・ 他にないようですので、議題(1)について、ただ今の御説明のとおり、決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 各委員
- ・ 異議なし。
- 片桐会長
- ・ ありがとうございます。そのように決定いたしました。
 - ・ 本日の議題は終了しましたが、(2)「その他」について、事務局から説明をお願いします。
- 庶務係長
- ・ 本日、令和7年度小樽のけんしんまるわかりブックとたるトク健診の御案内と書いてあるチラシを机上に配付しております。
 - ・ けんしんまるわかりブックは、特定健診やがん検診等の内容が

庶務係長

記載されているリーフレットで、5月1日に新聞折込で配布しております。また、特定健診で使用します受診券は5月9日に発送しております。

- ・チラシにつきましては、特定健康診査の案内が記載されていまして、6月に発送する国民健康保険料の納付書に同封して発送するとともに、市内町会へ依頼し、回覧するものを参考までに配付させていただきました。

保険年金課長

- ・続きまして、国保運営協議会委員の任期ですけれども、3年と定められておりまして、現在の委員の皆様は令和7年6月14日にて任期満了となります。既に所属団体等に次期委員の推薦お願いの文書を送付させていただいておりますが、引き続き本市の国民健康保険事業の運営に御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- ・事務局からは、以上です。

片桐会長

- ・他に委員の皆様から何かございますでしょうか。
- ・ないようですので、以上をもちまして、国民健康保険運営協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

以上